

## 指 導 検 査 基 準（指定居宅訪問型児童発達支援）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「市条例 6」＝八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）

「障発 0330 第 12 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 269」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）

「平 24 厚労告 270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）

「平 24 厚労告 122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根 拠 法 令	評 価 区 分
第 1 基本方針			
1 一般原則	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定居宅訪問型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 6 第 3 条第 1 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 2 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 3 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 4 項</p>	<p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p style="text-align: center;">B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 基本方針	<p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。</p> <p>(6) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。</p> <p>(7) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 3 条第 5 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 6 項</p> <p>市条例 6 第 3 条第 7 項</p> <p>市条例 6 第 90 条</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の配置の基準</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1) のアに掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に 3 年以上従事した者となっているか。</p> <p>(3) (1) のイに掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1 人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。</p>	<p>児福法 第 21 条の 5 の 19 第 1 項</p> <p>市条例 6 第 91 条第 1 項</p> <p>市条例 6 第 91 条第 2 項</p> <p>市条例 6 第 91 条第 3 項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評価区分
2 管理者	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、1の(1)のAに掲げる訪問支援員及びBに掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	市条例6 第92条 準用(第7条)	C
第3 設備に関する基準  1 設備及び備品等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>児福法 第21条の5の19第2項</p> <p>市条例6 第93条第1項</p> <p>市条例6 第93条第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p>
第4 運営に関する基準  1 身分を証する書類の携行  2 通所利用者負担額の受領	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等には、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を当該通所給付決定保護者から受けるとしているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の19第2項</p> <p>市条例6 第94条</p> <p>障発0330第12通知 第六3(1)</p> <p>市条例6 第95条第1項</p> <p>市条例6 第95条第2項</p> <p>市条例6 第95条第3項</p> <p>市条例6 第95条第4項</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
3 運営規程	<p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(3) の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の目的及び運営の方針</li> <li>イ 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>ウ 営業日及び営業時間</li> <li>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者から受領する費用の種類及び額</li> <li>オ 通常の事業の実施地域</li> <li>カ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</li> <li>キ 緊急時等における対応方法</li> <li>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>ケ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続</li> <li>コ その他事業の運営に関する重要事項</li> </ul>	<p>市条例 6 第 95 条第 5 項</p> <p>市条例 6 第 96 条</p>	<p>C</p> <p>B 又は C</p>
4 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、3 に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号) 第 77 条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援を利用するための契約が成立したときは、通所給付決定保護者に対して、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援の内容</li> <li>ウ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項</li> <li>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供開始年月日</li> <li>オ 指定居宅訪問型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口</li> </ul> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 12 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 12 条第 2 項) 社会福祉法 第 77 条第 1 項</p> <p>社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(2))</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
5 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) (1) から (3) までの規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用しているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 13 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(3) ①)</p> <p>市条例 6 第 97 条準用(第 13 条第 2 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 13 条第 3 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 13 条第 4 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
6 提供拒否の禁止	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>正当な理由とは、次の場合等をいう。</p> <p>ア 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合</p> <p>イ 入院治療の必要がある場合</p> <p>ウ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難な場合</p>	<p>市条例 6 第 97 条準用(第 14 条) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(4))</p>	<p>C</p>
7 連絡調整に対する協力	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の障害児の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、サービス担当者会議等の連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 15 条) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(5))</p>	<p>C</p>
8 サービス提供困難時の対応	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 16 条)</p>	<p>C</p>
9 受給資格の確認	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 17 条)</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
10 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 18 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 18 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
11 心身の状況等の把握	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 19 条)</p>	<p>C</p>
12 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 20 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 20 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
13 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条準用(第 21 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4)準用(第三 3(10)①) 市条例 6 第 97 条 準用(第 21 条第 2 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p>
14 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 22 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4)準用(第三 3(11))</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
15 通所利用者負担額に係る管理	<p>(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。ただし、2の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定居宅訪問型児童発達支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定居宅訪問型児童発達支援を提供した指定居宅訪問型児童発達支援事業者に通知しているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第22条第2項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第24条)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
16 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、2の(2)の法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第25条第1項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第25条第2項)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p>
17 指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、18の(1)に規定する居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>支援上必要な事項とは、居宅訪問型児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第26条第1項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第26条第2項) 障発0330第12通知 第六3(4)準用(第三3(15)②)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
18 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	<p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、自らその提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 26 条第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(15)③)	B 又は C
	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に居宅訪問型児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 1 項)	C
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 2 項)	C
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 3 項)	C
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 4 項)	B 又は C
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 5 項)	C
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 6 項)	C
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	市条例 6 第 97 条 準用(第 27 条第 7 項)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
19 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、当該居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の定めにより行っているか。  ア 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(10) (2) から (7) までの規定は、(8) に規定する居宅訪問型児童発達支援計画の変更について準用しているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、18 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ア 20 に規定する相談及び援助を行うこと。  イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第27条第8項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第27条第9項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第27条第10項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第28条)</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
20 相談及び援助	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第29条)</p>	<p>B又はC</p>
21 指導、訓練等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第30条第1項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第30条第2項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第30条第3項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第30条第4項)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
22 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 30 条第 5 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 32 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 32 条第 2 項)</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
23 緊急時等の対 応	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 34 条)</p>	<p>C</p>
24 通所給付決定 保護者に関する 市町村への通知	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 35 条)</p>	<p>B又はC</p>
25 管理者の責務	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に市条例 6 第 5 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 36 条第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 36 条第 2 項)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p>
26 勤務体制の確 保等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことが認められる。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用(第 38 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(27)①)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用(第 38 条第 2 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用(第三 3(27)②)</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
27 衛生管理等	<p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、感染症又は食中毒が発生しないように必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延を防止に係る研修を実施するよう努めているか。 特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講ずるほか次の点に留意しているか。 ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 38 条 第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用 (第三 3(27) ③)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 41 条 第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 41 条 第 2 項) 障発 0330 第 12 通知 第六 3(4) 準用 (第三 3(30) ①)</p>	<p>B 又は C</p> <p>C</p> <p>B 又は C</p>
28 協力医療機関	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 42 条)</p>	<p>C</p>
29 掲示	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 掲示が著しく困難な場合は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置しているか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 43 条 第 1 項)</p> <p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 43 条 第 2 項)</p>	<p>B 又は C</p> <p>B 又は C</p>
30 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) を行っていないか。</p>	<p>市条例 6 第 97 条 準用 (第 44 条 第 1 項)</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
31 虐待等の禁止	<p>(2) (1) の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。            ア 障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。            イ 身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。            ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第44条第2項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第44条第3項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第45条)</p>	<p>B又はC</p> <p>C</p> <p>C</p>
32 秘密保持等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第47条第1項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第47条第2項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第47条第3項)</p>	<p>C</p> <p>B又はC</p> <p>C</p>
33 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第49条第1項)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第49条第2項)</p>	<p>C</p> <p>C</p>
34 苦情解決	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第50条第1項)</p>	<p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
35 地域との連携等	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	市条例6 第97条 準用(第50条第2項)	C
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例6 第97条 準用(第50条第3項)	C
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村長に報告しているか。	市条例6 第97条 準用(第50条第4項)	C
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	市条例6 第97条 準用(第50条第5項)	C
	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	市条例6 第97条 準用(第51条第1項)	B又はC
36 事故発生時の対応	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めているか。	市条例6 第97条 準用(第53条第1条) 障発0330第12通知 第六3(4)準用(第三3(39)①)	C
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。	市条例6 第97条 準用(第53条第2条)	C
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	市条例6 第97条 準用(第53条第3条)	C
	(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例6 第97条 準用(第53条第4条)	B又はC
37 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	市条例6 第97条 準用(第54条)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
38 記録の整備	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 13の(1)に規定する提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る記録</li> <li>イ 居宅訪問型児童発達支援計画</li> <li>ウ 24の規定による市町村への通知に係る記録</li> <li>エ 30の(3)に規定する身体的拘束等の記録</li> <li>オ 34の(2)に規定する苦情の内容等の記録</li> <li>カ 36の(2)に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</li> </ul>	<p>市条例6 第97条 準用(第55条第1条)</p> <p>市条例6 第97条 準用(第55条第2条)</p>	<p>B又はC</p> <p>B又はC</p>
39 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるように、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>市条例6 第97条 準用(第76条第1項)</p>	<p>B又はC</p>
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を八王子市長に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業所の名称及び所在地</li> <li>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</li> <li>エ 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要</li> <li>オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>カ 運営規程</li> </ul>	<p>児福法 第21条の5の20第3項 児福法施行規則 第18条の35第1項第4号 児福法施行規則 第18条の29の2第1項</p>	<p>B又はC</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児事業者等 (指定発達支援医療機関の設置者を除く。) (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児事業者等 (指定発達支援医療機関の設置者を除く。) (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者(指定居宅訪問型児童発達支援事業所が八王子市域のみに所在する指定障害児通所支援事業者)は、八王子市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>ア 業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ているか。 (ア) 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (イ) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 (ウ) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要((1)のイ及びウに掲げる者に限る。) (エ) 業務執行の状況の監査の方法の概要((1)のウに掲げる者に限る。)</p> <p>イ アの規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の26第1項 児福法 第21条の5の18第3項 児福法施行規則 第18条の37</p> <p>児福法 第21条の5の26第2項</p> <p>児福法施行規則 第18条の38第1項</p> <p>児福法施行規則 第18条の38第2項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B又はC</p>
第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い	<p>1 基本事項</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」第4により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>児福法 第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122 一 平24厚労告128</p>	<p>C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
2 居宅訪問型児童発達支援給付費	<p>(2)(1)の規定により、指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 「厚生労働大臣が定める施設基準」の十二の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ア 従業者の員数が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 厚生労働大臣が定める割合  イ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、第4の18の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  (ア) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70  (イ) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>(4) 厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(5) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、第4の30の(3)に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 二</p> <p>平 24 厚 労 告 122 別表第4の1の注1</p> <p>平 24 厚 労 告 122 別表第4の1の注2 平 24 厚 労 告 269 十二の二 平 24 厚 労 告 122 別表第4の1の注3</p> <p>平 24 厚 労 告 122 別表第4の1の注4</p> <p>平 24 厚 労 告 122 別表第4の1の注5</p>	C
3 通所施設移行支援加算	<p>第2の1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 別表第4の2の注</p>	B又はC
4 利用者負担上限額管理加算	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の15の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 労 告 122 別表第4の3の注</p>	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
5 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」の十の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から4までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2から4までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2から4までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>オ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の十の三の内容</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、八王子市長に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(エ) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 4 の 4 の 注 平 24 厚労告 270 十の三準用(二) 障発 0330 第 16 通知 第二 2(4)⑤準用((1)⑯)	B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
	<p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) 平成27年4月から(イ)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）まで及び（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>① 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>② ①について、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>(ウ) 平成20年10月からアの（イ）の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>エ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）</p> <p>アの（ア）から（カ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ウの（イ）又は（ウ）に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>オ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）</p> <p>アの（ア）から（カ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
6 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」の十の四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあつては、2から4までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の十の四の内容 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 福祉・介護職員等の賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、アの賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、八王子市長に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。</p> <p>オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>カ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 5 の注 平 24 厚労告 270 十の四準用 (三) 障発 0330 第 16 通知 第二 2(4)⑤準用((1)⑯)</p>	<p>B 又は C</p>

項 目	基 本 的 な 考 え 方 ( 観 点 )	根 拠 法 令	評 価 区 分
7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める基準」の十の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、2から4までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※ 「厚生労働大臣が定める基準」の十の五の内容 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(ア) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。</p> <p>(イ) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。</p> <p>(ウ) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるもの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上となること。</p> <p>(エ) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、八王子市長に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を八王子市長に報告すること。</p> <p>オ 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ 平成20年10月からイの届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること</p> <p>キ カの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 6 の 注 平 24 厚労告 270 十の五 障発 0330 第 16 通知 第二 2(4)⑥準用((1)⑰)</p>	<p>B 又は C</p>